少額裁判制度の創設について

――民訴法改正作業の一環として――

石川明

一　序　説
二　「民事訴訟手続の検討課題」における少額裁判制度
三　「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」における少額裁判制度
四　要綱試案の評価
五　結　語

一　序　説

本論文執筆時の平成七年六月、法務省法制審議会民事訴訟法部会において、民事訴訟法判決手続の改正作業が進行中である。私はこれまでも右改正作業に関連して若干の論稿を発表して来たが、本稿は改正をめぐる諸問題のうち、特に少額裁判制度を取上げて私見を述べようとするものである。右部会の作業は平成二年七月に開始され、その第一段階の成果が、平成三年一二月に法務省民事局参事官室編「民事訴訟手続に関する検討事項」として発表され、（別冊N

BL二三号「民事訴訟手続の検討課題」所収)、次に、右「検討課題」に関する各界の意見を参考にして検討した成果が平成五年一二月に同「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」として公表された(別冊NBL二七号「民事訴訟手続に関する改正試案」)。

以下順を追って紹介し、右試案に含まれている少額裁判制度に関し、本稿において特に、(1)少額事件手続導入の意義、(2)少額事件の範囲、(3)手続構造についての甲乙両案の評価、(4)判決内容の特殊性、(5)回数制限等について述べてみたい。(1)(2)

(1) 本稿は、平成七年五月二〇日帝塚山大学で開催された日本法政学会第二八回大会における報告の原稿に加筆したものである。

(2) 今回の民訴法改正作業における少額裁判制度に関係する文献としては以下のものがある。ジュリスト九九六号座談会(青山善充司会)「民事訴訟法改正の検討事項をめぐって」一二頁以下(一九九二年三月)、矢吹徹雄「少額裁判所」自由と正義四三巻一二号六六頁以下(一九九二年一二月)、池田辰夫「これからの簡易裁判所の訴訟手続と少額事件訴訟」ジュリスト一〇二八号一三九頁(一九九三年八月)、ジュリスト一〇二八号座談会「民事訴訟法改正の中間展望」(竹下守夫司会)八頁以下(一九九三年八月)、法律時報六六巻一号座談会(井上治典司会)「民事訴訟法改正の基本問題」三〇頁以下(一九九四年一月)、大川宏「少額事件手続と民事訴訟法の改正」法律時報六六巻一号八六頁以下(一九九四年一月)、ジュリスト一〇四二号座談会「民事訴訟手続に関する改正試案をめぐって」(青山善充司会)八頁以下(一九九四年四月)、シンポジウム「民事訴訟法の改正」(竹下守夫司会)民事訴訟雑誌四一号八五頁以下、一九九四年六月実施、一九九五年発刊、民商法雑誌一一〇巻四・五号座談会「民事訴訟手続に関する改正要綱試案の検討」(福永有利司会)五九一頁以下、(一九九四年八月)、宮川知法「消費者紛争と少額事件手続」民商法雑誌一一〇巻四・五号七四二頁以下、(一九九四年八月)のほか、一九九四年一〇月に発刊された民事訴訟法改正研究会「改正民事訴訟法研究1」別冊判例タイムズ一三号がある。右別冊判例タイムズ一三号は同誌八一六号(一九九三年七月)以下で発表された同研究会の諸論稿・座談会を収録したもので、少額裁判制度については、座談会「民事訴訟法改正問題の検討と展望」同誌八二六号(平成五年)、同「民事訴訟手続に関する改正要綱試案をめぐって」同誌八三二号(平成六年)のほか、論文として、池田辰夫「少額裁判手続の理念と創設への具体化の根本問題」同誌八二二号・八二五号(平成五

年）を収録している。この論文には池田試案および研究会メンバーの意見が掲記されており参考になる点が多い。特に、要綱試案で取上げられている問題点に言及している点も参考になるものと思われる。

二　「民事訴訟手続の検討課題」における少額裁判制度

（一）　検討課題として提示された少額裁判制度の内容は以下の通りである（法務省参事官室編「民事訴訟手続の検討課題」別冊ＮＢＬ二三号五五頁以下、以下単に「課題」という。[1][2]）。

第一二　少額事件の訴訟手続

一　簡易裁判所が管轄する訴訟事件のうち、訴額が一定額以下のもの（いわゆる少額事件）について、一般市民がより低廉な費用で紛争の迅速な解決を受けることができるようにするため、原則として一回または二回の期日で審理を遂げる簡易な訴訟手続（以下「少額事件手続」という。）を設けるものとするとの考え方があるが、どうか。

二　少額事件手続を設ける場合の手続の概要

少額事件手続を設ける場合における手続の概要について、次のような考え方があるが、どうか。

1　手続の基本構造

㈠　当事者は、第一回期日に、すべての主張及び取調べを求めるすべての証拠（即時に取調べが可能なものに限られる。）を提出するものとし、裁判所はその期日において証拠調べを行い、原則として、その期日において審理を終結するものとするとの考え方

(二) 争点及び証拠の整理を行う期日を一回だけ設け、当事者は、その期日にすべての主張及び取調べを求めるすべての書証を提出するものとし、裁判所は、その期日で整理された争点について、第二回期日に証拠(即時に取調べが可能なものに限られる。)の取調べを行い、原則として、その期日において審理を終結するものとするとの考え方

2 審理手続の特則

少額事件手続においては、簡易裁判所における一般の訴訟手続の特則に加え、次のような特則を設けるものとするとの考え方

① 証人尋問等を行う場合には、裁判所がまず尋問をするものとし、また、宣誓を行わせないで尋問をすることができるものとする等簡易な方式による尋問をすることができるものとする。

② 裁判所は、相当と認めるときは、電話会議システムを利用して、法廷から裁判所外にいる証人等を尋問し、その回答に当たってはファクシミリを併用することができるものとする。

③ 証人等の尋問調書は作成せず、また、証人等の陳述の録音テープ等への記録も行わないものとする。

④ 第一回期日においては、原則として、まず和解を試みるものとする。

⑤ 判決は、原則として、口頭弁論の終結後直ちに口頭で言い渡し、その要旨を調書に記載するものとする。

⑥ 裁判所は、原告の請求の全部または一部を認容する場合において、原告の同意があるときは、被告の資力等を考慮して、認容額の支払の猶予若しくは分割払を命じ、または一定額を一定の期限までに支払ったときは残額を免除する旨の判決をすることもできるものとする。

3 対象とする事件

㈠　訴額について、

(1)　一〇万円から三〇万円までの範囲で上限を設定するものとするとの考え方

(2)　三〇万円を越え五〇万円までの範囲で上限を設定するものとするとの考え方

(3)　五〇万円を越え九〇万円までの範囲で上限を設定するものとするとの考え方

㈡　事件の種類について

(1)　金銭請求事件（手形・小切手事件を除く。以下同じ。）に限定するものとするとの考え方

(2)　金銭請求事件に限定し、かつ、法人または商人である自然人がその業務に関してした行為に係る訴訟の原告である事件を除外するものとするとの考え方

4　簡易裁判所における一般の手続との関係

少額事件手続の対象となる事件について、当事者に、簡易裁判所における一般の訴訟手続を選択することも認めるかどうかにつき、

㈠　原告は、訴えの提起に当たり、いずれの訴訟手続を利用するかを選択することができるものとするとの考え方

㈡　原告に右の選択権を認めるとともに、原告が少額事件手続を選択した場合において、被告が訴状の送達を受けた後一定の期間（例えば、二週間）内に手続の移行を申し立てたときは、一般の訴訟手続に移行するものとするとの考え方

㈢　少額事件手続の対象となる事件については、当事者は、一般の手続を選択することはできないものとするとの考え方

5　本人の出頭の要否

少額事件手続における本人の出頭の要否について、

㈠　原則として、本人が出頭し、自ら訴訟を追行するものとするとの考え方

㈡　裁判所が命じた場合を除き、本人の出頭を要しないものとするとの考え方

6　不服申立て

㈠　少額事件の判決に対する不服申立ての可否について、

(1)　4で㈠の考え方を採り、原告は、原則として、不服申立てをすることができないものとするとの考え方

(2)　4で㈡の考え方を採り、当事者双方とも、原則として、不服申立てをすることができないものとするとの考え方

(3)　4で㈢の考え方を採り、当事者双方とも不服申立てをすることができるものとするとの考え方

㈡　少額事件の判決に対する不服申立てを認める場合における不服申立ての方法及び内容について、

(1)　少額事件の判決に対して控訴をすることができるものとし、上告は、憲法違反を理由とする場合に限るものとするとの考え方

(2)　少額事件の判決に対して同一裁判所への異議の申立てをし、異議に対する判決について控訴をすることができるものとし、上告は、憲法違反を理由とする場合に限るものとするとの考え方

㈢　不服申立ての方法として控訴を認める場合における控訴審の審理手続について、控訴審においても低廉な費用で迅速な解決が図られるようにするため、特別の規定を設けるものとするとの考え方

7　その他

少額事件手続を設ける場合において、他に検討すべき点があるか。

（1）右の検討課題を提示した理由については、前掲「課題」五六頁以下を参照されたい。

（2）「検討事項」に対する各界意見の概要は、前掲「改正試案」NBL二七号に収録されている。

三　「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」における少額裁判制度

（一）その内容は以下の通りである（前掲「試案」三七頁以下(1)(2)）。

第一二　少額事件の訴訟手続

一　少額事件手続の構造

（甲案）

1　少額事件について訴えを提起する者は、少額事件手続（仮称）による審理及び裁判を求めることができるものとする。少額事件手続による審理及び裁判を求める旨の申述が記載された訴訟またはこれに代わる調書（以下「訴状等」という。）の送達を受けた被告は、その訴状等の送達後二週間以内に、訴訟を簡易裁判所における通常の手続（以下「通常の手続」という。）に移行させる旨の申述をすることができるものとし、訴訟は、その申述があった時において、通常の手続に移行するものとする。

2　裁判所は、少額事件手続によって審理するのを相当でないと認めるときは、訴訟を通常の手続で審理する旨の決定をすることができるものとし、この決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

3　少額事件手続においては、当事者は、第一回期日までに、すべての主張及び取調べを求めるすべての

証拠（即時に取調べが可能なものに限る。）の申出をしなければならないものとし、裁判所は、特別の事情がある場合を除き、その期日において、弁論及び証拠調べを完了しなければならないものとする。

4　少額事件手続による判決に対しては、憲法違反を理由とする最高裁判所への不服申立てのほかは、不服を申立てることができないものとする。

（乙案）

1　少額事件について訴えを提起する者は、少額事件手続による審理及び裁判を求めることができるものとする。

（注）被告には、手続移行の申述権を認めないものとする。

2　甲案の2に同じ。

3　甲案の3に同じ。

4　不服申立て

（A案）少額事件手続による判決に対しては、控訴をすることができるものとするが、控訴事件の訴訟手続は、次のとおりとし、控訴審の判決に対しては、憲法違反を理由とする最高裁判所への不服申立てのほかは、不服を申立てることができないものとする。

㈠　少額事件手続による判決に対する控訴事件は、一人の裁判官で審理及び裁判をすることができるものとする。

㈡　少額事件手続による判決に対する控訴事件の訴訟手続については、少額事件手続の審理手続の特則（後記三）を準用するものとする。

（B案）少額事件手続による判決に対しては、異議の申立てをすることができるものとするが、異議事

件の訴訟手続については、少額事件手続の審理手続の特則（後記三）を準用するものとし、異議審の判決に対しては、憲法違反を理由とする最高裁判所への不服申立てのほかは、不服を申し立てることができないものとする。

（注）異議事件の訴訟手続につき少額事件手続の審理手続の特則をどの範囲で準用するかについて、なお検討する。

二　少額事件の範囲

1　少額事件手続の対等となる事件は、三〇万円以下の金銭の支払の請求を目的とする事件とするものとする。

2　裁判所は、請求の全部または一部が少額事件手続による審理及び裁判をすることができないものであるときは、訴訟を通常の手続で審理する旨の決定をすることができるものとし、この決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

三　審理手続の特則

少額事件手続においては、簡易裁判所における一般の訴訟手続の特則に加え、次の特則を設けるものとする。

1　少額事件手続においては、反訴を提起することができないものとする。

2　証人等の尋問を行う場合には、裁判所が相当と認める順序で尋問をするものとする。

3　裁判所は、証人等の尋問を行う場合には、宣誓をさせないで尋問をすることができるものとする。

4　裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより、電話会議システムを利用して、法廷から裁判所外にいる証人を尋問し、その回答に当たってはファクシミリを併用させることができるものとする。

5　証人等の尋問調書は作成しないものとする。

（注）　証人等の陳述の録音テープ等への記録を行わないものとするかどうかについて、なお検討する。

6　判決は、相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちに、主文及び理由の要旨を告げて言い渡すものとする。この場合には、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨をその口頭弁論期日の調書の末尾に記載させ、これをもって判決書に代えるものとする。

7　裁判所は、原告の請求の全部または一部を認容する場合において、被告の資力その他一切の事情を考慮して必要があると認めるときは、認容額の支払の猶予または分割払を命ずることができるものとする。支払の猶予または分割払の期間は、三年を越えることができないものとする。分割払を命ずる場合においては、あわせて、被告が分割金の支払を怠ったときには、残額を即時に支払うよう命ずる旨の判決をすることもできるものとする。

（1）　要綱試案における少額裁判制度の説明は、「試案」六三頁以下に詳細に述べられている。

（2）　「試案」に関する各界意見の概要は柳田幸三＝始関正光＝小川秀樹＝萩本修＝花村良一「民事訴訟手続に関する改正要綱試案に対する各界意見の概要」ＮＢＬ五六一～五七〇号に詳細である。

四　要綱試案の評価

（一）　少額裁判制度を設けることについてはその在り方如何にもよるものの、構成が適正であれば凡そ異論はないといえよう(1)。周知の通り、簡易裁判所の現行手続に少額裁判的機能を期待することは必ずしも妥当であるとはいえない。その理由は二つある。第一に、簡易裁判所の訴訟手続は、地方裁判所以上の裁判所における通常の民事訴訟手続を簡易裁判所向けに簡略化したものであり、その基本は通常の民事訴訟手続にある(2)。そこで従来も簡易裁判所に三〇

万円以下の少額訴訟事件、少額調停事件が提起されてきたということはあるにしても[3]、この種の手続は必ずしも少額事件の審理に向いているとは限らない。そのため、少額事件が民事裁判による公権的解決から疎外されているという認識が一般的であることは確かである[4]。換言すれば、簡易裁判所における少額事件の審理については自ら限界があることを認めなければならない。第二に、簡易裁判所が、その発足当初の国民に親しみ易い裁判所、国民の身近な裁判所的発想、構成、機能が、その後徐々に変化し、ミニ地方裁判所としての色彩を濃くしつつあるため[5]、少額裁判を簡易裁判所の職分とすることによって、簡易裁判所の法的性質を若干なりとも本来の姿に引き戻す契機を与えるという点で少額裁判制度を設ける意味は大きいものと解される。以上二つの問題点は現状では簡易裁判所が少額裁判所として機能するには必ずしも適していないことの根拠であると同時に、簡易裁判所に少額裁判制度を導入する積極的理由でもある。

簡易裁判所はまだまだ一般の国民の意識においては国民からいささか距離をおいた存在であるといえよう。試案にみられるような訴額三〇万円以下の金銭債務請求という少額事件をめぐる簡易裁判所の利用について一般的市民は控え目であるといえよう。少額請求事件という小さな正義が貫かれ得るための裁判制度が望まれることはいうまでもない。

(二) 少額事件を三〇万円以下の金銭支払請求事件に限定したことの当否は問題になる[6]。三〇万円以下と決めるについては色々な要素があったものと思われる。第一に少なくとも、訴額を引き上げると一般の簡易裁判所事件と変らなくなるという点で妥当性が認められない。第二に、弁護士に訴訟代理をさせる場合、弁護士の損益分岐点は五〇万円程度であろうか[7]。少額事件は本人訴訟を原則として考えるべきであるから、少なくとも五〇万円を越えるとすることには妥当性がない。第三に労働者の月額給与水準を三〇万円とみれば、その辺りが一つの基準になると考えるべきであろうか[8]。被告に通常手続への移行申述権を認めるか否かは試案でも問題点として挙げられているが、これを認め

ないとするならば、少額事件の上限を引き上げることは被告の裁判を受ける権利を侵害するという恐れが生じる。その範囲も結局は当事者の裁判を受ける権利の保障と、簡易迅速でアクセスの容易な略式手続という要請との調和点で決まることになる。三〇万円以下というのは米英独の少額事件額より高額であると思われるが(9)、被告の通常手続への移行申立権を認めたり(甲案)、裁判所による通常手続への吸上げを認めるという甲乙両案にみられる考え方を採れば不都合な額とはいえないであろう。乙案では、被告の移行申立権を認めない点で若干の問題性を含むものの、裁判所による通常手続への吸上げや不服申立てを認める以上、右額がそれ程不都合に高額とはいえないのではないかと考えられる。なお、甲案のように被告に移行申立権を認めたからといって移行申述が多くなるとかあるいは濫用される恐れをあまり過大に評価することは適切ではないように思われる。

(三) 第一二の一は少額事件の手続構造について、甲・乙両案を提案している。甲案は被告の通常手続への移行申述権を認めるのに対して、この移行申述をしない以上は、少額事件の裁判に対して原則として不服申立てを認めないものとしている。これに対して乙案は被告の通常手続への移行申述権を認めないものの、裁判に対する不服申立て権(その内容はA案・B案で異なる)を認める(10)(11)。

試案にはないが、甲案にしたがって被告の移行申立権は認めるものの、移行申立がなく少額事件手続でなされた裁判に対する不服申立ては認めるという折衷案も考えられないわけではない。乙案は被告の移行申立権は認めないものの少額事件の裁判に対して不服申立てを認める。少額事件手続の裁判に対して不服申立てを認めるという点を捉えれば、乙案の場合も甲案で移行申立をしなかった場合も、少額事件の裁判手続によったという点では共通である。しからば、前者について不服申立てを認める以上、後者についても不服申立てを認めるのが合理的ではないかと思われるからである。

私は右の折衷案に賛成したいと考える。現行法によれば、少額請求事件は簡易裁判所の特別手続で処理される。そ

の建前をここで一挙に崩す必要はない。少額事件手続の創設は両当事者が少額事件手続での処理を望む場合の手続として設ければ足りる。被告に移行申立権を認めないことは現行の被告の手続保障を後退させる結果になる。また、原告にのみ少額手続の選択権を認め被告に手続選択権を認めないことは両当事者に対等の地位を与えたことにならない。(12) これらの観点から、被告に移行申立権を認めない乙案には賛成できない。

第一二の一甲案2が少額事件の通常事件への裁判所による吸上げを認めることは、裁判所による正しい裁判の保障機能を認めるという観点から肯定されて然るべきであろう。

甲案が被告の移行申立権を認めるかわりに不服申立権を否定したのは一見合理的のようで実は必ずしも妥当な取扱いとはいえない。というのは、当事者の手続選択権と不服申立権とは必ずしもバランス関係にあるものとはいえないからである。不服申立(それがどのような内容のものであるか、すなわち控訴か異議かは別にして)の許された略式少額事件手続を選択するか否かという形の手続選択権が当事者に与えられることがあっても一向に不思議ではない。一審限りの略式審理では判断を誤る可能性がある以上、その方法は別にしても不服申立を認めることは、当事者に手続選択権を与えるか否かに関係なく、少額略式手続が行われる場合、認められても決して背理とはいえないのである。(13) ドイツの一二〇〇マルクと比較して少額事件の範囲が高額である点からみても、不服申立を認めることが適切ではないかと思われる。また、例えば、一〇万円迄は不服申立を認めない、あるいは認めるにしても異議を許し控訴を認めないという方法もある。(14) そして、甲案の場合不服申立権を認めたからといって不服申立が多くなることは必ずしも予想し得ない。

かくして被告の移行申立権については甲案によりつつ、乙案の4の不服申立権を認めるべきであると考える。そして不服申立についていえば、A案・B案が対立して書かれている。しかし、ここでも不服申立人に異議か控訴かの選択権を与えつつ、異議を選択した場合、相手方に控訴への移行申立権を認めるという方法により、両当事者に手続選

択権を認めるのが適切ではないかと考える。勿論こう考えても、不服申立人が控訴を選択したときは、相手方が異議を選択する権利はなくなる。不服申立方法をかように構成したからといって、控訴が多くなるということは必ずしも予想し得ない。B案の異議かA案の控訴かという二者択一の選択肢で満足することは、いささか安易に過ぎるということにならないかという危惧を感じるのである。

(四) 三の7の特則は興味深い。その理論構成は別にしても、少額事件では取り入れられてしかるべき提案である。[15] 裁判所は「被告の資力その他一切の事情を考慮して必要があると認めるときは」7の裁判をなすことができるものとしている。右の範囲において裁判所は自由な裁量を委ねられているのであるから、その範囲において非訟的裁判を認められているといってよい。換言すれば「請求の全部または一部を認容する」かぎりにおいて裁判所は訴訟的判決を、右の裁量が認められる範囲において非訟的裁判を併せてなすべき旨の規定として理解することができる。法規が認める以上、訴訟的裁判に併せて非訟的裁判をなすべきに非ずという命題は存在しない。後者の範囲においては、裁判はADR的要素、特に、分割払の内容を裁判所が決めるという点でADRのうち仲裁的要素をもつ。この部分に関しては既判力は否定すべきか否か問題とはなるものの、ADRにおける紛争解決と同様に実体法上分割的に期限の猶予が与えられたものとして解すべきであろう。そして、この仲裁的裁判をなしうることの正当化根拠は両当事者が少額裁判制度を利用する意思に求められる。[16]

(五) 最後に、少額裁判制度の利用の回数制限の問題に若干言及しておきたい。少額裁判制度は一般市民相互間の通常の少額債権請求事件(以下単に通常事件という)の解決を主たる目的としている。したがってクレジット業者、金融業者等の営業上の少額債権の取立(以下単に業者事件という)が当該裁判制度の中心になってはならないとする見解がでてくることは当然であろう。そこでこれらの事件について前記業者の利用回数制限を設けるべきであるとの見解が強い。[17]

たしかに、新たにかかる少額裁判制度を創設する場合、業者事件がここに崩れ込んでくることが予想される。そのために、通常事件の処理が後れて、これに起因して通常事件が少額裁判制度から弾き出されてしまうような結果になったのでは、制度創設の趣旨に反する。したがって業者事件の崩れ込みが予想されるにもかかわらず制度発足に当たって、これに対して何らの対策も立てずにおくことは、立法者の怠慢といわれることになるかもしれない。そのことは少額裁判制度を新設するに当たって、右裁判制度にマイナス・イメージを与えることになり、好ましくないといわれる。良い表現ではないが、新制度が業者の手先になってしまう、というマイナス・イメージがある。このようなイメージを伴って新制度が発足するということを立法者は厳に慎まなければならない、ともいわれる。そのために業者の利用回数を制限するという発想が出てくる。

この点の指摘は一応もっともなようにみえる。しかしこのような考え方の背景には業者は悪であるという発想が潜んでいないであろうか。勿論悪質な業者も存在するが業者の営業それ自体が常に悪質であるというわけではない。一般的にいえば、それは健全に運営されることによって経済生活の円滑化に役立っている場合が多いであろう。逆に業者事件について取立の簡略な制度が利用できないということになれば、業者の取立の費用が増加し、それが利用者の利息等の負担にも跳ね返ってくることになり、業者業務が健全な経済生活の円滑化に奉仕しない結果になる。また、業者の取立を裁判制度から弾き出して、取立の不健全化を惹起することにもなりかねない。

支払猶予や分割払をも判決の内容とするのであれば、業者事件であっても、債務者にとっては少額裁判制度による方が有利なのではないかとも思われる。簡易裁判所の負担から考えても、業者の少額事件が回数制限のゆえに通常の簡易裁判所手続で処理されるよりも少額裁判に取り込んだ方が有利なのではないかと思われる。

逆に回数制限を設けるとクレジット関係の被告が簡易裁判所手続を余儀なくされることになり不都合である。[18] これに対して、被告に少額裁判手続への移行申立権を認めればこの不都合は回避できるとの反論もある。[19] 多くの場合被告

は移行申立をすることが予想されるとすれば、回数制限が意味を失う結果になるのではないかと思われる。

このように考えてくると、業者事件の少額裁判制度の利用について回数制限を設けることが適切か否か必ずしも俄かに断定し難いというのが、私の率直な感想なのである。

少額裁判制度の業者による利用の回数制限については、「検討事項」「要綱試案」のいずれにおいても記載されていない。それを規定するまでの強い要請ないし必要性があるかという疑問があるからであろうか。

私見は、右に述べたように業者の利用回数制限には基本的に反対である。しかし、反面回数制限論も有力に提唱されていることは事実である。そこで一歩譲って回数制限を導入するにしても比較的緩やかな形で発足して、発足後の利用状況をみることが望ましいものと考える。業者の裁判制度の利用権というものも軽々に取扱うべきではない。

(1) 矢吹徹雄「少額裁判所」自由と正義四三巻一二号六六頁以下は、少額裁判が①金融業者の債権取立機関になること、②手続保障に欠けることを理由とする反対論は何れも理由がないことを説いている。

(2) 前掲「試案」補足説明の序文参照。

(3) 前掲ジュリスト九九六号・座談会四〇頁福田発言。

(4) 前掲ジュリスト九九六号・座談会三七頁柳田発言。

(5) 石川明「簡易裁判所の性格――民事訴訟法改正要綱試案をめぐって――」判例タイムズ八六三号四頁以下。なお、簡易裁判所の性格を論じたものとして、兼子一＝竹下守夫「裁判法」および大濱しのぶ「簡易裁判所の性格――事物管轄の改訂を通して――」慶應義塾大学院法学研究科論文集二四号二二五頁以下。

(6) 額の点については前掲ジュリスト一〇二八号・座談会二六頁柳田発言、および前掲別冊判例タイムズ一三号・座談会一〇頁、池田発言および前掲ジュリスト一〇四二号・座談会二九頁の各発言参照。なお池田・前掲判例タイムズ論文（別冊判例タイムズ一三号七四頁は、ドイツと比較して一〇万円程度がよいとしている。

(7) 矢吹徹雄・前掲論文六八頁、シンポジウム「民事訴訟法の改正」民事訴訟雑誌四一号一一八頁小島報告参照。

(8) 前掲ジュリスト九九六号・座談会三九頁三宅発言。

(9) 「検討事項」の補足説明別冊NBL二三号五八頁以下参照。

(10) 前掲シンポジウム民事訴訟雑誌四一号一一六頁小島報告、座談会「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」をめぐって・別冊判例タイムズ一三号一四二頁池田発言。なお、池田辰夫・前掲論文・別冊判例タイムズ一三号七六頁は、少額事件の範囲を一〇万円としつつ、他方で、原告の手続選択権にも消極的である。

(11) 乙のB案をとるものとして、前掲ジュリスト一〇四二号・座談会三〇頁石垣発言がある。なお「検討事項」には、少額事件について当事者が一般の手続を選択できないとする考え方があった。両当事者に手続選択権を与えないとするものに、座談会・民事訴訟法改正問題の検討と展望・判例タイムズ一三号一一頁池田発言、前掲ジュリスト一〇四二号・座談会二九頁新堂発言がある。

(12) 被告に移行申述権も不服申立手続を重くすることも認めるべきでないとする見解として宮川知法・前掲論文七六〇頁がある。

(13) 少額事件であるから一審かぎりでよいとすることに反対の見解として、前掲別冊判例タイムズ一三号・座談会一一頁池田発言。

(14) 前掲シンポジウム・民事訴訟雑誌四一号一一九頁小島発言。

(15) 前掲ジュリスト一〇四二号・座談会二七頁小山および滝井発言。

(16) 前掲ジュリスト一〇四二号・座談会二七頁柳田発言参照。

(17) 宮川知法・前掲論文七五九頁、日弁連「民事訴訟手続に関する改正要綱試案に対する意見書」一五八頁、一六四頁、一六八頁等（一九九四年）、前掲ジュリスト九九六号座談会三九頁三宅発言、矢吹徹雄・前掲論文六八頁。

(18) 要綱試案補足説明六六頁。

(19) 前掲ジュリスト一〇二八号・座談会二八頁福永発言、宮川知法・前掲論文七五九頁。

五　結　語

アメリカでは周知のとおり一九九〇年の司法改革に伴って、セトルメント・カンファレンス、ミニ・トライアル、

早期中立評価、略式陪審審理、特別補助裁判官に対する事件付託、訴訟付属型仲裁等の訴訟付属型ＡＤＲ（Court-nexed ADR）が導入されている。[1] ドイツ民訴法でも独立的証拠調（四八五条b）[2]、弁護士和解（一〇四五条b）といった実質上のＡＤＲが規定されるようになった。これらは民事訴訟法の中の一制度として、あるいは訴訟付属型という形式のＡＤＲが規定される先例があることの例示である。我が民事訴訟法にもこの種の訴訟付属型のＡＤＲが導入されて不思議はない。[3] この意味で今回の改正要綱試案が第一二の二7において分割払の判決なる制度を導入したことは評価される。

（1） 司法研修所編・アメリカにおける民事訴訟の運営（一九九三年）稲葉一人「アメリカ連邦裁判所におけるＡＤＲの現状と課題㈠㈡㈢㈣」判例時報一五二五号七頁以下、一五二六号九頁以下、一五二九号三頁以下、一五三〇号一〇頁以下、三木浩一「アメリカ合衆国連邦地裁における訴訟付属型ＡＤＲ（上）」国際商事法務二三巻一〇号一〇四七頁以下参照。

（2） 石川明「ＺＰＯ四八五条（独立的証拠調べ）について――その概要と評価」早大比較法学二九巻一号一頁以下。

（3） 前掲ジュリスト九九六号・座談会三八頁、五十部発言、および同・四〇頁柳田発言参照。

【後記】 本稿執筆終了後、小島武司「少額訴訟手続の創設」（上）ＮＢＬ五七三号三七頁以下、同（下）ＮＢＬ五七四号五〇頁以下に接した。